

○工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について

平成30年7月12日 30農振第1316号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

一部改正 平成31年3月29日 30農振第4118号
" 令和2年4月1日 元農振第3732号
" 令和3年3月31日 2農振第3801号
" 令和4年4月1日 3農振第2713号

第1 現場閉所による週休2日方式

1 対象工事

「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について」（平成12年3月24日付け12構改D第238号農村振興局長通知）を適用する工事（災害復旧など工期に制約等がある工事を除く。）

2 「週休2日」の定義

「週休2日」とは、対象期間^{※1}を通じた現場閉所^{※2}の日数が、4週8休以上^{※3}となることをいう。

※1： 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※2： 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

※3： 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を報告した上で取り組む方式

4 実施方法

- (1) 入札説明書等に週休2日に取り組む工事の対象とすることを記載する。
 - (2) 受注者は（受注者希望方式においては、週休2日の取組を希望する受注者は）、契約後、週休2日の実施計画書を作成し、工事着手日前までに監督職員へ提出する。
 - (3) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - (4) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - (5) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記（3）の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- （注）報告の時期は、受注者と発注者が協議して定める。

5 実施上の留意点

- (1) 地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可とする。
- (2) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行ってはならない。

6 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、第3によるものとする。

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03
現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04

(2) 補正方法

- 労務費＝労務費合計×週休2日補正係数
- 機械経費（賃料）＝機械経費（賃料）合計×週休2日補正係数
- 共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

ア 発注者指定方式

発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産省事務次官通知）別紙（以下「工事請負契約書」という。）工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記（1）補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たなかった場合は、補正を行わずに減額変更するものとする。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

イ 受注者希望方式

発注者は、入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記した上で、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記（1）補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

7 工事成績評定方法

工事成績要領に基づく工事成績評定の加点評価は、事業（務）所長及び監督職員が、別紙2により行うものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

8 週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行

- (1) 別紙1に示す履行実績取組証明書の発行基準は、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合とする。
- (2) 履行実績取組証明書の発行は、監督職員は受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認した上で行うこととする。

第2 交替制による週休2日方式

1 対象工事

土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別添）を適用する工事のうち、災害復旧など工期に制約等を受ける工事を対象とする。

2 「週休2日」の定義

「週休2日」とは、対象期間^{※1}において、4週8休以上^{※2}となることをいう。

※1： 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※2： 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

3 発注方式

受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を報告した上で取り組む方式

4 実施方法

- (1) 入札説明書等に週休2日に取り組む工事の対象とすることを記載する。
- (2) 週休2日の取組を希望する受注者は、契約後、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする、なお、工事完成時は協議事項に基づき、休日確保状況を確認する。
- (3) 受注者は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者及び技能労働者を対象に対象期間、休日日数、休日日数の割合及び当該工事の休日率を算定し監督職員に提出する。
- (4) 監督職員は、上記（2）に基づき提出された内容について、技能者及び技能労働者の休日実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

5 実施上の留意点

現場代理人（主任技術者又は監理技術者）が、休日中に作業が必要となる場合は、現場代理人若しくは以下のいずれかの者が発注者との連絡体制が確保されており、適切な施工ができる体制を確保することとする。

- (1) 主任技術者又は監理技術者（現場代理人と兼務していない場合）
- (2) 必要な資格を有する代理の技術者（例. 競争参加資格要件となった主任技術者（又は監理技術者）相当の基準を満たすもの）

6 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事について、休日率に応じて、以下のとおり労務費及び現場管理費(率分)に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

	4週8休以上 〔休日率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未滿 〔休日率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未滿〕	4週6休以上 4週7休未滿 〔休日率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未滿〕
労務費	1.05	1.03	1.01
現場管理費(率分)	1.03	1.02	1.01

(2) 補正方法

発注者は、当初積算において4週8休以上達成を前提とした補正係数を労務費に乗じるものとする。また、発注者は、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、労務費において上記(1)の補正係数の表に掲げる休日率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

7 工事成績評定方法

工事成績要領に基づく工事成績評定の加点評価は、事業(務)所長及び監督職員が、別紙3に示す考査項目において行うものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

8 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の活用

現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達が困難になった場合は、実情に応じて変更が可能となる経費(以下「実績変更対象額」という。)の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行うものとする。

営繕費：労働者送迎費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤等に要する費用

第3 市場単価方式による週休2日の補正

1 積算方法

市場単価方式による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00

第4 入札説明書及び特別仕様書等への記載方法

入札説明書及び特別仕様書には、別紙4の記載例を参考として記載する。

第5 その他

1 適用

本通知は、令和4年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

2 運用方針

本方式の本格運用については、各地方農政局の試行結果を踏まえて検討することとする。

(別紙1)

年月日

(受注者)

会社名

現場代理人

〇〇〇〇 殿

(発注者)

総括監督員

〇〇〇〇 印

週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（通知）

貴社が受注した下記の工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成したことを確認したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 工 事 名 | 〇〇事業 〇〇工事 |
| 2 | 工 期 | 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 |

(別紙2) 【第1 現場閉所による週休2日方式の場合に適用】

○働き方改革

(工事成績要領別紙5 4. 創意工夫 I. 創意工夫)

- ・本細別では、次の新規事項を追加し、他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る下記取組を、当該工事において実施した場合に評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ・事項名「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」については、週休2日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を、当該工事で実施した場合に評価するものとする。
- ・創意工夫における加点は最大7点とし、そのうち上記の【働き方改革】に示す項目においては最大2点とする。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。
- ・当面は【その他】において上記事項名を入力し、評価するものとする。

○週休2日の確保

現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保の評価は、発注者指定方式及び受注者希望方式の別に関係なく、次の2つの事項において加点評価を行う。

ただし、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、受注者希望方式においては、週休2日を実施できなかった場合でも工事成績の減点を行わないこととする。

(工事成績要領別紙3-1 2. 施工状況 II 工程管理)

- ・評価する週休2日を、現場閉所による4週8休以上と定義する。
- ・週休2日の確保を行った場合は、下記2つの評価項目を追加し、両方で評価する。ただし、週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。]

(工事成績要領別紙3-1 2. 施工状況 II 工程管理)

○事業（務）所長用

- ・本細別では、週休2日の確保を行った場合は、下記2つの事項の両方で評価する。
- ・前述評価の場合、本細別は、原則a評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合はa評価としないことが出来る。

○監督職員用

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
<input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。] |
|---|

○土日休工の確保

現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜・日曜日に現場閉所を行った場合は、下記事項において評価する。

（工事成績要領別紙8 7. 法令遵守等）

○事業（務）所長用

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜・日曜日に現場閉所を行った。] |
|---|

(別紙3) 【第2 交替制による週休2日方式の場合に適用】

○働き方改革

(工事成績要領別紙5 4. 創意工夫 I. 創意工夫)

- ・本細別では、次の新規事項を追加し、他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る下記取組を、当該工事において実施した場合に評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ・事項名「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」については、週休2日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を、当該工事で実施した場合に評価するものとする。
- ・創意工夫における加点は最大7点とし、そのうち上記の【働き方改革】に示す項目においては最大2点とする。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。
- ・当面は【その他】において上記事項名を入力し、評価するものとする。

○週休2日の確保

現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率による週休2日（4週8休以上）の確保の評価は、次の2つの事項において加点評価を行う。

なお、週休2日を実施できなかった場合でも工事成績の減点を行わないこととする。

(工事成績要領別紙3-1 2. 施工状況 II 工程管理)

- ・評価する週休2日を、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が4週8休以上と定義する。
- ・週休2日の確保を行った場合は、下記2つの評価項目を追加し、両方で評価する。ただし、週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：休日率が週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。]

(工事成績要領別紙3-1 2. 施工状況 II 工程管理)

- ・本細別では、週休2日の確保を行った場合は、下記2つの事項の両方で評価する。
- ・前述評価の場合、本細別は、原則a評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合はa評価としないことが出来る。

○事業（務）所長長

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：休日率が週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫又は材料保管場所 等の敷地借上げに要する地代 若しくはこれらの建物を建築 する代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等 に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送(水 上輸送を含む)をするために 要する費用(運転手賃金、車 両損料及び燃料費等を含む)	
	小 計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費 及び帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助及び交通 費	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫又は 材料保管場所等の敷 地借上げに要する地代 若しくはこれらの建物を 建築する代わりに貸し ビル、マンション、民家 等を長期借上げする場 合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館又はホ テル等に宿泊する場合 に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス 等で日々当該現場に 送迎輸送(水上輸送を 含む)をするために要 する費用(運転手賃 金、車両損料及び燃料 費等を含む)			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、帰 省旅費及び帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助及 び交通費			
	小計					
合計						

(別紙4)

1 現場閉所による週休2日方式

(1) 発注者指定方式

(入札説明書記載例)

○工事概要

(○) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(○) 本工事は、週休2日制を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(特別仕様書記載例)

第○章 その他

○. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間^{※注}のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(注) 余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

(3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の

現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

①補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.05	1.04	1.03
現場管理費(率分)	1.07	1.05	1.04

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績

績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

※(留意事項)該当する市場単価の名称等を記載する。

○. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

② 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況(II工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。

その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

工程管理に係る積極的な取組が見られた。

その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。

○事業（務）所長

その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

(2) 受注者希望方式

(入札説明書記載例)

○工事概要

(○) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

(○) 本工事は、週休2日制を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(特別仕様書記載例)

第○章 その他

○. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間^{※注}のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（注）余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

(3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

①補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03

現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04
-----------	------	------	------

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

※（留意事項）該当する市場単価の名称等を記載する。

○. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]

- ③ 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1 点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

2 交替制による週休 2 日方式

(入札説明書記載例)

○工事概要

(○) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休 2 日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手日までに技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を監督職員に提出し、協議した上で本試行を適用することができる。

(○) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、週休 2 日に取り組むことを前提として、現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日日数の割合（休日率）に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行う工事である。

(○) 本工事は、上記 (○) に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績

変更対象経費」という。)について、現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(特別仕様書記載例)

第〇章 その他

〇. 週休2日交替制による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費及び現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手日までに技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を監督職員に提出し、協議した上で本試行を適用することができる。

(2) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上となることをいう。

その際、対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間[※]のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(注) 余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

(3) 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(4) 週休2日(4週8休以上)の実施方法等は、次によるものとする。

① 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。なお、工事完成時は協議事項に基づき、休日率確保状況を確認するものとする。

② 監督職員は、受注者が作成する施工体制台帳上の元請・下請の技術者及び技能労働者を対象に工期日数、休日日数、休日日数の割合及び当該工事の休日率を確認する。

(5) 週休2日の確保に取り組む工事において、休日率に応じて、以下のとおり労務費及び現場管理費(率分)に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

①補正係数

	4週8休以上 〔休日率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔休日率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔休日率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
現場管理費(率分)	1.03	1.02	1.01

注) 表中の補正係数は、各該当工事における補正係数を記載する。

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費及び現場管理費(率分)に乗じている。また、発注者は休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、上記①に示す補正係数の表に掲げる休日率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

○. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、休日率に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)に基づく工事成績評定において加点評価を行う工事である。

(2) 発注者は、休日率が4週8休以上(28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

② 現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率による週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」

のみを評価する。

○監督職員用

休日の確保を行った。

その他 [理由：週休2日（4週8休以上）となる休日率の確保を行った。]

○事業（務）所長用

工程管理に係る積極的な取組が見られた。

その他 [理由：週休2日（4週8休以上）となる休日率の確保に取り組んだ。]

○. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

(1) 本工事は、上記○に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。